

# 令和3年度 秋の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

## 期 間

令和3年9月21日（火）～9月30日（木）

## 鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

**目 的** 秋口は、日没の早まりとともに夕暮れや夜間にかけての交通事故が多発する傾向にある。  
市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

- 重 点**
- 1 子どもと高齢者を始めとする  
歩行者の安全の確保
  - 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と  
歩行者等の保護など安全運転意識の向上
  - 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
  - 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

9月30日（木）は  
「交通事故死ゼロを目指す日」及び  
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

# 重点事項1

## 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高くなっています。特に幼児・小学生や高齢者においては、歩行中での事故による死者の割合が高いことから、これら歩行者の安全確保が重要となります。

### ◎歩行者は・・・

- 道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。
- 左右の安全確認を徹底し、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 信号を守るなどの交通ルールを守りましょう。

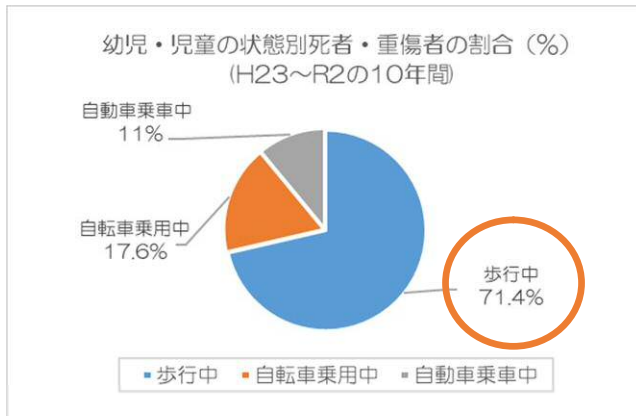
#### 〈子どもの交通事故防止〉

- 児童が日常利用する道路での指導・見守り活動を推進しましょう。
- 道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

#### 〈高齢者の交通事故防止〉

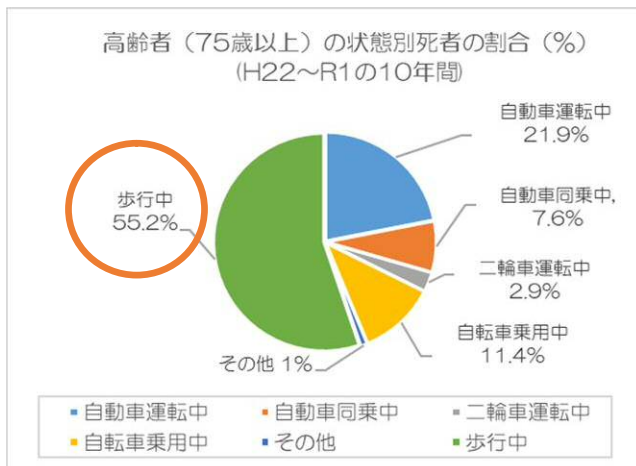
- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

【子どもと高齢者の交通事故状況（鳥取県内）】（参考：鳥取県警察本部 HP）



#### 【子どもの交通事故の特徴】

- 歩行中の事故が7割を超えています。
- 自宅から500m以下の場所で多発しています。
- 時間帯は16時から17時台で最多となっています。
- 道路横断中の事故が多く、飛出しが原因となる事例が多くなっています。



#### 【高齢者の交通事故の特徴】

- 高齢になるにつれ、歩行中の事故により死亡する割合が高くなり、特に75歳以上の高齢者は5割を超えています。
- 昼間の時間帯、特に15時から18時の時間帯で事故が多発する傾向にあります。

## 重点事項2

# 夕暮れ時と夜間の事故防止と 歩行者等の保護など安全運転意識の向上

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には重大な交通事故につながるおそれのある交通事故が多発しています。全ての自動車運転者は歩行者保護意識の向上に努めましょう。

### ◎運転者は・・・

〈夕暮れ時と夜間の交通事故防止〉

○日没30分前には前照灯を点灯しましょう。

○夜間走行時、対向車や先行車がないときにはライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

〈歩行者等への保護意識の向上〉

○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

○歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。

○運転中のスマートフォン操作等の禁止を徹底しましょう。

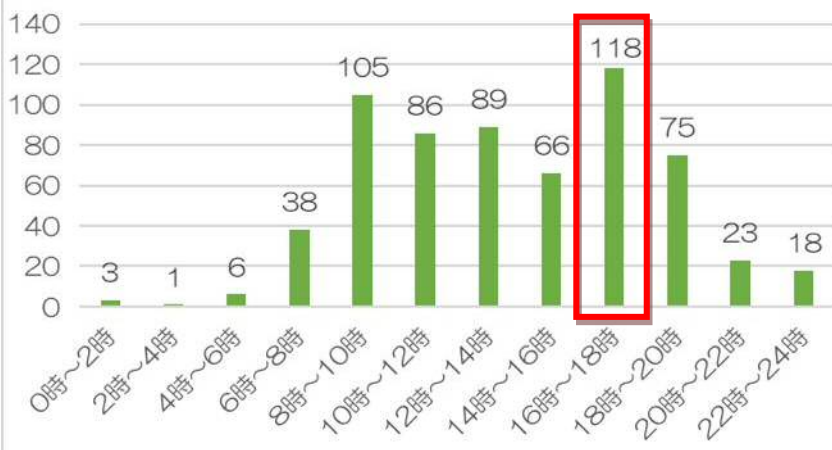
### ◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

○反射材用品などの着用と自動車・自転車の前照灯の点灯を指導しましょう。

○シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用の周知徹底に努めましょう。

○高齢運転者の交通事故防止として、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載車「セーフティ・サポートカーS（通称：サボカーS）」の普及啓発を図りましょう。

令和2年 鳥取県内時間別交通事故発生状況



（参考：鳥取県警察本部 令和2年版交通年鑑）

例年、歩行者や自転車が見えにくくなる16時～18時の時間帯に交通事故が多発しています。

歩行者は反射材の着用を、運転者は前照灯の早めの点灯に努めましょう。



## 重点事項3

# 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車は身近な交通手段ですが、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあるため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

### ◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

### ◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
  - ・歩道通行時は歩行者を優先
  - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

### <自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



### <主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

## 重点事項4

# 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、「飲酒運転をしない・させない」という気持ちを持ち、「思いやり・ゆずり合い」の運転が重要です。

### ◎飲酒運転

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。
- 家庭や職場などで「飲酒運転をしない・させない」環境作りに努めましょう。
- 酒類提供者は運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。  
ハンドルキーパー運動とは  
自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。

### ◎妨害運転（あおり運転）

- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけましょう。
- ドライブレコーダーをつけましょう。
- 妨害運転（あおり運転）を受けたときは、車外に出ることなく110番をしましょう。

【飲酒運転】 ※運転者以外にも罰則が科せられます！

＜運転者・車両の提供者＞

酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

＜酒類提供者・車両の同乗者＞

酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



【妨害運転（あおり運転）】

①妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通危険を生じさせるおそれのある方法（違反行為を繰り返し、継続的に行う等）によるものをした場合。

- ・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・違反点数 25点 ・免許取消し（欠格期間2年）

②妨害運転（著しい交通の危険）

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・違反点数 35点 ・免許取消し（欠格期間3年）

